廃棄物処理業務（一般廃棄物・産業廃棄物）【本部】

仕様書

日本年金機構会計・資産管理部

令和８年１１月

1．本業務の概要

（1）目的

日本年金機構（以下「機構」という。）が、一般廃棄物（厨芥、紙くず、リサイクル古紙）及び産業廃棄物（ビン、缶、ペットボトル、混合廃棄物）の処分が可能な設備を所有していないことから外部委託により廃棄処分を行う。

（2）業務概要

機構の一般廃棄物及び産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）について、

①業務の全体管理

②機構が指定する場所からの収集、運搬

③産業廃棄物の廃棄処分

を行う。

※③の業務については、受託事業者が実施業者を選定することとし、機構が当該業者について承認したのち、別途、機構と当該業者で廃棄処理にかかる契約を締結する。

2．対象物品

別紙１のとおり

※落札決定後、受託事業者に対して、別紙２「廃棄物データシート（WDS）」を別途交付する。

3．本業務の実施期間等

収集可能期間：令和９年４月１日から令和１１年３月31日

収集可能時間帯　：平日８時～17時

収集期限　：【一般廃棄物】

月曜から金曜までの各日 1 回（国民の祝日・休日及び毎年 12 月 29 日～1 月３日を除く）

【産業廃棄物】

（回収場所①）

週 1 回以上（原則毎週金曜日とし、収集日が国民の祝日・休日及び 12 月 29 日～1 月３日となる場合は、前営業日に収集すること）

（回収場所②）

週 2 回以上（担当者と協議し、原則毎週同じ曜日とし、収集日が国民の祝日・休日及び 12 月 29 日～1 月 3 日となる場合は、前営業日に収集するこ

と）
※別途、蛍光灯・乾電池類は機構から指示があった日に収集すること。

廃 棄 処 分 期 限　：関係法令で定められた期限内
廃棄証明書等の提出期限　：１ヶ月分を纏めて翌月 10 日まで

4. 履行場所
回　収　場　所：①東京都杉並区高井戸西３丁目５番 24 号
②東京都新宿区大久保（詳細は業者決定後に提示）

廃 棄 処 分 場 所：【一般廃棄物】
回収場所の自治体の長が指定する処理施設
【産業廃棄物】
受託事業者が所有する処理施設
（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県に限る）

5. 所管部署
〒168-8505　東京都杉並区高井戸西３丁目５番 24 号
日本年金機構会計・資産管理部会計・資産管理 G
担当：森川
電話番号：03-6892-8033
FAX 番号：03-6892-7993

6. 回収場所にかかる制限等
（1）機構に対して、事前に運搬車両の申請を行うこと。
なお、回収場所①及び②の車両制限は、重量４トン以下のトラックとなる。
（2）同時に複数車両の乗り入れはできない。
（3）搬出入車両の進入、退去、その他積載作業等が行われる場所での安全確保等を実施する必要があるときは、警備員を配置する等の措置を講じること。
（4）その他、敷地内における作業は建物管理者の指示に従うこと。

7. 委託条件等
（1）不要物品等の取扱
①受託事業者は、不要物品等の収集、運搬、廃棄処理の途上において、漏えい、紛失、毀損等が発生しないような措置を講ずること。
②上記４の回収場所の自治体が発行する「一般廃棄物収集運搬業許可証」を

取得していること。
③保管・積替え施設担当地区発行の「一般廃棄物収集運搬業許可証（保管・積替えを含む）」を取得していること。（保管・積替えを実施する場合のみ。）
④産業廃棄物専用車両を用い、地方自治体から許可された請負者の処理施設に運搬し、適正に処分すること。

※　金属くず（廃乾電池含む）・ガラスくず・陶磁器くず・ゴムくず・廃プラスチック類・水銀使用製品産業廃棄物を適宜処理の出来る産業廃棄物中間処理施設を有し、すべての品目に対して、廃棄物の排出場所及び搬入先施設を管轄する都道府県知事または政令で定める市区長が発行する収集運搬許可証及び処分業許可証を取得していること。

鉛蓄電池（バッテリー）の収集運搬及び処分について、環境省「使用済鉛蓄電池の適正処理について」により、特別管理産業廃棄物収集運搬許可（積替え保管を含む。）の廃酸（強酸）を有し、環境省「使用済鉛蓄電池の取り扱いに関する技術指針」に基づき、請負者の処理施設又は保管施設において分解や選別の上、責任を持って適正に処分すること。

水銀使用製品産業廃棄物については、収集・運搬の最中に破砕しないよう、他の廃棄物と混合することがないよう区分し、細心の注意を払うこと。処分・再生の際は、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。安定型最終処分場への埋立は行わないこと。

⑤東京都における産業廃棄物処理業者の優良業者認定制度（第三者評　価制度）に基づく「産廃エキスパート」又は「産廃プロフェッショナル」の認定を取得していること。
⑥個人情報保護に基づき、情報セキュリティマネジメント「ISO27001」を承認取得していること。

（2）不要物品等の安全性の確保
①運搬車両は、原則として受託事業者の自社便を使用すること。
②不要物品等の運搬にあたり、盗難、紛失等による情報漏えいを防止するため、施錠可能な車両を用いる等の所要の措置を講じることとし、必要な物品は受託事業者があらかじめ用意すること。

（3）業務の履行場所に関する事項
廃棄処分の履行場所は、電子錠またはそれに準ずるものを保有し、関係者のみが知り得る情報によって入退室の管理が可能であること。また、受託事業者は、入退室状況を記録し、当該記録の検査を行うこと。

（4）立ち入り調査の実施

機構は、契約の履行状況の確認、法令の遵守状況の確認、進捗状況の確認、その他必要に応じて立入調査を実施することができることとする。

（5）第三者への委託

①収集・運搬業務等（１（２）①～②）について

ア）本業務の実施にあたり、本業務の全部又は主体的部分を第三者に委託（以下「再委託」という。）することは認めないものとする。

ただし、本業務の主体的部分を除く一部について予め機構より承認を受けた場合は、この限りでない。

イ）本業務の主体的部分とは、１（２）①及び②のうち回収場所から廃棄処理場所まで運搬する作業をいう。

ウ）機構は必要に応じて再委託先の監督を受託事業者に求めることができるものとする。

エ）再委託にあたっては、以下の事項を遵守すること。なお、再委託先が受託事業者との契約書及び仕様書（以下、「契約書等」という。）に違反した場合については、再委託の承認を取り消すものとする。

ａ　再委託先に対する契約書等については、この仕様書に定める内容に準ずるものとすること。

ｂ　再委託先との契約には以下の事項を盛り込むこと。

〇受託事業者の再委託先に対する監督・監査・報告徴収に関する権限

〇機構の再委託先に対する監査・報告徴収に関する権限

〇再委託先における機密情報（個人情報を含む。）の漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用等の禁止

〇再委託先における機密情報（個人情報を含む。）保護のための体制の整備及び安全管理措置

〇再々委託の禁止

〇情報漏えい等が発生した場合の受託事業者の責任

②廃棄処理（１（２）③）について

受託事業者が実施業者を選定することとし、選定された業者から他の業者への委託は認めない。

注）１（２）③の業務の実施業者については、機構と当該業者が廃棄処理にかかる契約を締結するが、受託事業者が実施業者を選定することから、第三者委託を行う場合と同様の責任を負うこと。

８．留意事項

（1）不法投棄等の違法行為は絶対に行わないこと。

（2）受託事業者は、本業務の実施に先立ち、機構と不要物品等の回収方法や

保管場所の現地確認等について、協議及び調整等を行うこと。
なお、その結果について作業実施計画書（回収日時等を記載）を作成し、本業務実施日の前日までに「５　所管部署」に提出すること。

（3）運搬車両への積込みは受託事業者が行うこと。なお、運搬車両への積込みに必要な人員・機材等については全て受託事業者が用意すること。

（4）受託事業者の責任において、全量を廃棄処分とすること。

（5）廃棄処分後、受託事業者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）等により適正に最終処分されたことを確認できる書類を１ヶ月分纏めて翌月 10 日までに、「５　所管部署」に提出し、検査を受けること。
　なお、産業廃棄物処理管理票の一切の手続きについては、受託事業者において行うこと。

（6）上記（５）の検査が完了したことをもって、本業務を完了したものとする。

９．秘密の保持

（1）受託事業者は、業務によって知り得た機構の組織及び業務内容の一切の情報について、外に漏らし、又は目的外に利用してはならない。

（2）受託事業者は、本業務に従事した者すべてに、上記（１）の情報について守秘義務を負わせること。

（3）上記（１）及び（２）については、本業務の終了後も有効とする。

10.　費用の見積もり

費用を積算するに当たっては、１（２）①～③の業務にかかる一切の金額を見積もること。また、一般廃棄物及び産業廃棄物に係るマニフェスト（作成費用等含む）は費用に含むものとし、受託事業者において必要な数量を用意すること。

11.　費用の請求

費用の請求については、各契約に基づき、機構の検査終了後に行うこと。

12.　仕様書等の明確化等

（1）受託事業者は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに機構へ確認するものとする。

（2）仕様書等では業務の処理方法が一義に定まらない事案があることを把握した時には、機構と受託事業者は協議のうえ、仕様書等を変更する又は仕様書等の不明瞭な点を明確にした書面を取り交わすこととする。

（3）上記（２）の仕様書等の変更又は書面の取り交わしが完了するまでの間の対応方法については、機構と受託事業者が協議のうえ決定することとする。

13.　応札条件

「適合証明書」（別紙３）を令和８年１２月１６日（水）正午までに「5　所管部署」に郵送すること。

提示された書類に関し、環境配慮基準に適合し、かつ、本案件の履行能力を有すると認められた者のみ応札が可能であり、審査結果は令和８年１２月２３日（水）１７時までに「5　所管部署」より電話連絡する。

14.　現地見学会の開催

〈日時〉

回収場所①：令和８年１１月２６日（木）　　１３：３０～

回収場所②：令和８年１１月２７日（金）　　１３：３０～

※現地見学会への参加を希望する場合は

- 令和８年１１月２４日（火）16 時までに「5　所管部署」へ電話等により参加申し込みを行うこと。
- 当日、別紙４「見学参加申込書　兼　守秘義務誓約書」を持参すること。

15.　仕様書等に関しての疑義について

仕様書等に関して疑義があり説明を求めようとする場合は、令和８年１２月４日（金）正午までに「5．所管部署」あてＦＡＸにより質問書（任意様式）を提出すること。（質問書の提出後は、電話にてＦＡＸの到着確認を行うこと。なお、未着の場合には提出がなかったものとみなされるため注意すること。）質問の提出があった場合には、質問内容及びその回答を機構ホームページに掲示する。（掲示は令和８年１２月９日（水）の予定）

16.　その他

（1）本業務は、本仕様書・実施計画書・関係法令等に基づき履行すること。

（2）廃棄処理場の手配（連絡）等、一切の手続は受託事業者が行うこと。

（3）回収、運搬、廃棄処理等の必要な費用は全て受託事業者が負担すること。

（4）契約の履行中に事故が発生した場合には、直ちに「5　所管部署」に報告し、その指示に従うこと。

（回収場所①）

令和９年４月～令和１１年３月			月平均見込重量（kg）	契約期間見込重量（kg）
一般廃棄物	合計		21,633	519,237
	紙屑等		5,988	143,733
	リサイクル古紙	新聞	2,022	48,540
		雑誌	2,022	48,540
		ミックス	3,867	92,808
		ダンボール	3,867	92,808
		OA紙外	3,867	92,808
産業廃棄物	合計		8,340	200,194
	ビン		356	8,556
	缶		831	19,956
	ペットボトル		4,750	114,000
	混合		2,403	57,682

（回収場所②）

令和９年４月～令和１１年３月			月平均見込重量（kg）	契約期間見込重量（kg）
一般廃棄物	合計		2,370	56,888
	紙屑等		1,798	43,152
	リサイクル古紙	新聞	0	0
		雑誌	0	0
		ミックス	0	0
		ダンボール	572	13,736
		OA紙外	0	0
産業廃棄物	合計		2,344	56,278
	ビン		201	4,824
	缶		391	9,384
	ペットボトル		607	14,590
	混合		1,145	27,480

＜表 面＞

管理番号

廃棄物データシート（WDS）

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。
※3 一品目に対して、一枚作成ください。

1	作成年月日				記入者		
2	排出事業者の名称等	名称		所属			
		所在地	〒	担当者		TEL	
						FAX	
3	廃棄物の名称						
4	廃棄物の発生工程 □工程図等添付						
5	廃棄物の種類 □産業廃棄物	□汚泥 □廃油 □廃酸 □廃アルカリ □その他 （ ） ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 □石綿含有産業廃棄物 □水銀使用製品産業廃棄物 □水銀含有ばいじん等					
	□特別管理産業廃棄物	□引火性廃油 □強アルカリ（有害） □指定下水汚泥 □廃酸（有害） □引火性廃油（有害） □感染性廃棄物 □鉱さい（有害） □廃アルカリ（有害） □強酸 □PCB等 □燃えがら（有害） □ばいじん（有害） □強酸（有害） □廃水銀等 □廃油（有害） □13号廃棄物(有害) □強アルカリ □廃石綿等 □汚泥（有害）					
6	特定有害廃棄物 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	（ ）ｱﾙｷﾙ水銀 （ ）ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ （ ）1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ （ ）水銀又はその化合物 （ ）ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ （ ）チウラム （ ）カドミウム又はその化合物 （ ）ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ （ ）シマジン （ ）鉛又はその化合物 （ ）四塩化炭素 （ ）ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ （ ）有機燐化合物 （ ）1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ （ ）ベンゼン （ ）六価ｸﾛﾑ化合物 （ ）1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ （ ）セレン （ ）砒素又はその化合物 （ ）ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ （ ）ダイオキシン類 （ ）ｼｱﾝ化合物 （ ）1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ （ ）1,4-ジオキサン （ ）PCB （ ）1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ					
7	廃棄物の 組成・成分情報 □情報伝達が義務付けられている危険・有害物質	物質名又は品名		量・濃度		CAS登録番号	
	□その他主要成分						
8	その他含有物質 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	（ ）硫黄 （ ）塩素 （ ）臭素 （ ）ヨウ素 （ ）フッ素 （ ）炭酸 （ ）硝酸 （ ）亜鉛 （ ）ニッケル （ ）銅 （ ）アルミ （ ）アンモニア （ ）ホウ素 （ ）アンチモン （ ）その他 （ ）					

9	水道水源における消毒副生成物前駆物質 □有 ・ □無	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) □ヘキサメチレンテトラミン(HMT) □1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) □N,N-ジメチルアニリン(DMAN) □トリメチルアミン(TMA) □テトラメチルエチレンジアミン(TMED) □N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) □ジメチルアミノエタノール(DMAE)
		生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) □アセトンジカルボン酸 □1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) □1,3,5-トリヒドロキシベンゼン □アセチルアセトン □2'-アミノアセトフェノン □3'-アミノアセトフェノン
		生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成) □臭化物(臭化カリウム等)
10	有害特性 □有 ・ □無 □不明 参考	□爆発性 □引火性(℃) □可燃性 □自然発火性(℃) □禁水性 □酸化性 □有機過酸化物 □急性毒性 □感染性 □腐食性 □毒性ガス発生 □慢性毒性 □生態毒性 □重合反応性 □その他( )
11	廃棄物の物理的・化学的性状	形状 □固形 □泥状 □液状 → 粘性 □無 □有 → □弱 □中 □強) 臭気 □無 □有 → □弱 □中 □強 (臭気種類:) 色 ( ) 比重( ) pH ( ) 沸点( ) 融点( ) 発熱量( ) 水分(%)
12	品質安定性	経時変化(□有 ・ □無) 有る場合は具体的に記入 ( )
13	荷姿	□容器 ( ) □車両 ( ) □その他 ( )
14	排出頻度 数量	頻度: (□スポット □継続予定) 数量: ( ) □kg □t □リットル □m³ □本 □缶 □袋 □個 ／ □年 □月 □週 □日
15	特別注意事項	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載
	保護具	□ガスマスク着用 →ガスマスク種類 ( ) 吸収缶種類 ( ) □保護手袋 □保護メガネ □その他 ( )
	応急処置	□吸入時 → □新鮮な空気の場所に移動し安静にする □その他 ( ) □皮膚付着時 → □多量の水で洗い流す □その他 ( ) □目に入った場合 → □多量の水で洗い流す □その他 ( ) □飲み込んだ場合 → □多量の水を飲ませ吐かせる □その他 ( )
	漏洩時措置	除去方法: □吸着マット・ほうき・スコップで回収する □その他 ( ) 除去作業時の注意: □廃棄物に触れないようにする □その他 ( )
	火災時措置	水による消火 □可 □不可 →消火方法 ( )
	その他 □有 □無	
16	その他の情報	SDS (□有 ・ □無) 分析表 (□有 ・ □無) サンプル (□有 ・ □無) 有の場合→ □均一 □不均一 □疑似サンプル 写真 (□有 ・ □無) その他 (□有 ・ □無) 具体的には→ ( )

＜変更履歴／内容確認欄＞

No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容／備考

様式作成 環境省

別紙３

適　合　証　明　書

案件名：廃棄物処理業務（一般廃棄物・産業廃棄物）【本部】

令和　年　月　日

住　　所
会 社 名
代 表 者 名　　㊞

下記のとおり相違ないことを証明します。

1.　環境配慮への取組状況

	項目	配点	点数
①	環境/CSR 報告書	10	
②	温室効果ガスの排出削減計画・目標	10	
③	従業員への研修・教育	5	
小計		25	

2.　優良基準への適合状況

	項目 ※②に該当する場合は③～⑥は評価対象外	配点	点数
①	優良適正（遵法性）	10	
②	優良産廃処理業者認定制度の認定	40	
③	事業の透明性	10	
④	環境配慮の取組	10	
⑤	電子マニュフェスト	10	
⑥	財務体質の健全性	10	
	小計	50	

1＋2　　合計	

１）別紙２-別添資料により算出した値を記載すること。

２）事業の透明性

３）１、２の条件を満たすことを示す書類を添付すること。なお、東京都「産廃エキスパート」又は「産廃プロフェッショナル」取得事業者は、証明書類の添付は省略できる。

廃棄物処理業務（一般廃棄物・産業廃棄物）【本部】

産業廃棄物の処理における環境配慮等への取組の状況に関する条件

１．条件

環境配慮への取組状況、産業廃棄物処理業者としての優良基準への適合状況の２項目に係る数値を以下の表にあてはめた場合の評点の合計が 45 点以上であること。

要素	区分	配点
１　環境配慮への取組状況		
①環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施	10
②温室効果ガスの排出削減計画・目標	削減計画策定・目標及び公表を実施	10
③従業員への研修・教育	従業員に対し定期的に研修・教育を実施	5
２　優良基準への適合状況		
①優良適正(遵法性)	特定不利益処分を過去５年間受けていないこと	10
②優良産廃処理業者認定制度の認定	東京都「産廃エキスパート」又は「産廃プロフェッショナル」の認定を取得しているか	40
③事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
④環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
⑤電子マニュフェスト	電子マニュフェストシステムへ加入、利用可能	10
⑥財務体質の健全化	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10

注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照

２添付書類等

入札にあたっては、競争参加資格確認関係書類として、1.の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

（表）別紙３－別添資料の「各用語の定義」

用語	定義
環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表をしていることを評価。 環境/CSR 報告書：環境情報の提供の促進等による特定事業者の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成１６年法律第７７号。環境配慮促進法）第２条４項に規定する環境報告書をいう。 事業活動に係る環境配慮の計画、取組の体制及び取組状況の記載等に関して作成・公表していることを評価。
温室効果ガスの排出削減計画・目標	事業活動に伴い排出される温室効果ガス等に関する排出削減のための計画の削減目標の設定（総排出量、削減量、処理処分重量・体積当たりの排出原単位の低減も含む。）を行うとともに、年間１回以上当該計画の実施状況及び目標の達成状況をインターネット上等適切な方法により公表していることを評価。
従業員への研修・教育	従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組（温室効果ガス等の排出削減のための措置を含む。）等に関する研修・教育の年間実施計画を策定し、当該計画に従って定期的に、（年間１回以上）に各種研修・教育を実施（実施結果を記録に残すことが必要）していることを評価。
優良適正(遵法性)	従前の産業廃棄物処理業の有効期限（優良確認場合は申請日前５年間）において特定不利益処分を受けていないこと。
事業の透明性	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表していること。
環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション 21 等の認証制度による認証を受けていること。

電子マニュフェスト	電子マニュフェストシステムへ加入していること。
財務体質の健全性	直近３年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が 10%以上であること。 直近３年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。 産業廃棄物処理業等の実施に関する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。

別紙４

見学参加申込書　兼　守秘義務誓約書

令和　　年　　月　　日

日本年金機構理事長代理人
　会計・資産管理部長　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

令和８年１１月１７日付で公告のありました「廃棄物処理業務（一般廃棄物・産業廃棄物）【本部】」に係る現地見学会の実施につきまして、以下の者の参加を申し込みます。

参加者１　　印

参加者２　　印

なお、現地見学会の実施にあたり、下記のとおり誓約します。

記

1.当該見学会において知り得た各種情報について、当該入札の目的以外での使用は致しません。

2.当該見学会において知り得た情報について、第三者に漏洩等いたしません。